

職員の処分について

職員の処分をしましたので、お知らせいたします。本件につきまして、関係者並びに市民の皆様
に御迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

「救急自動車による交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	消防局警防部副主任（30歳）
事案の概要	当該職員は、令和5年1月7日午前5時16分頃、救急自動車で緊急走行していた際、相模原市中央区横山1丁目1番先の交差点において、青信号を直進してきた自動二輪車と衝突し、その運転者が死亡したもの このことにより、令和6年3月27日付けで罰金70万円の略式命令、同年5月21日付けで180日間の運転免許停止処分を受けた。
処分の内容	減給3か月（給料月額の10分の1）
処分年月日	令和8年3月30日

問合せ先
消防総務課
直通電話042-751-9105
対応責任者 野崎